

事 務 連 絡
平成 2 5 年 4 月 4 日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課
財 務 課

教育公務員の雇用と年金の接続に係る留意事項について

平成 2 5 年 3 月 2 6 日、別紙 1 のとおり、「国家公務員の雇用と年金の接続について」（以下「本閣議決定」という。）が、閣議決定されました。本閣議決定においては、国家公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、「地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において、本決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請する。」とされています。

これを受け、別紙 2 の通り、総務副大臣より「地方公務員の雇用と年金の接続について」（総行高第 2 号、以下「総務副大臣通知」という。）が発出され、「地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、本閣議決定を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずる」よう要請がなされました。

貴教育委員会におかれては、教育公務員の雇用と年金の接続について、下記の事項に留意の上、適切な対応をお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 平成 2 5 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴う教育公務員の雇用と年金の接続については、現行の地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の再任用制度に基づき、総務副大臣通知を踏まえ、適切に対応すること。

2. 各都道府県教育委員会においては、総務副大臣通知の記1に基づき教職員を再任用する一方、学校における教職員の年齢別構成の適正化を図る観点から若手教職員の安定的・計画的な確保に努めることが必要である。

このため、各都道府県教育委員会においては、対象者の再任用に係る意向を事前に把握したり、各都道府県の実情に応じて、例えば、標準定数の範囲内における臨時的任用など非正規任用の教職員の配置枠を計画的に正規任用の教職員の配置枠に切り替えるなど必要な措置を講じること。

3. 地方公務員法第28条の5第1項に基づく短時間勤務の再任用教職員については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第17条第1項又は公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、標準定数に換算できるとされている。

各都道府県教育委員会においては、総務副大臣通知の記1ただし書きに基づき任用される短時間勤務の再任用教職員について、各都道府県の一般職に属する短時間勤務の再任用職員に関する定数上の扱いとの均衡等に留意して、この規定に基づき標準定数に換算するかどうか判断されたいこと。

【担当】

<全般>

初等中等教育企画課教育公務員係

電話：03-5253-4111(内線4675)

<2. 及び3. について>

財務課制度企画プロジェクトチーム

電話：03-5253-4111(内線2072)

○地方公務員法

(昭和二十五年法律第二百六十一号) (抄)

(定年退職者等の再任用)

第二十八条の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第二十八条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

2～5 (略)

第二十八条の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び次条第二項において同じ。）に採用することができる。

2・3 (略)

○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(昭和三十三年法律第百十六号) (抄)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校（共同調理場を含む。）に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 (略)

○公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律
(昭和三十六年法律第百八十八号)(抄)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 (略)

国家公務員の雇用と年金の接続について

〔平成 25 年 3 月 26 日〕
閣 議 決 定

国家公務員の高齢期雇用については、平成 13 年度から始まった公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢の 65 歳への段階的な引上げに対応し、同年度に 60 歳定年後の継続勤務のための任用制度として新たな再任用制度が施行され、多くの職員が再任用されてきたところである。

平成 25 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢も段階的に 60 歳から 65 歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう国家公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していくため、人事院の「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」（以下「意見の申出」という。）の趣旨、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に掲げられている高年齢者雇用に係る基本的理念や事業主の責務規定の内容等を踏まえ、当面、下記のとおり、定年退職する職員（勤務延長後退職する職員を含む。以下同じ。）が公的年金の支給開始年齢（以下「年金支給開始年齢」という。）に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする。ことと、国家公務員の雇用と年金を確実に接続することとする。

記

① （定年退職する職員の再任用）

定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、退職日の翌日、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 81

条の4の規定又は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第44条の4の規定に基づき、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、常時勤務を要する官職（以下「フルタイム官職」という。）に当該職員を再任用するものとする。ただし、当該任命権者は、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から再任用を希望する職員をフルタイム官職に再任用することが困難であると認められる場合又は当該職員の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、国家公務員法第81条の5の規定又は自衛隊法第44条の5の規定に基づき、短時間勤務の官職に当該職員を再任用することができる。

② （能力・実績主義と再任用しない者の要件）

再任用職員も含めた職員全体のモチベーションの維持向上と意欲と能力のある人材の最大限の活用の観点から、能力・実績に基づく信賞必罰の人事管理を徹底するとともに、そのための環境を整備する。再任用を希望する者が国家公務員法第38条若しくは第78条の規定又は自衛隊法第38条若しくは第42条の規定に基づく欠格事由又は分限免職事由に該当する場合には、上記①は適用しない。

③ （職務の在り方）

再任用制度の下、意欲と能力のある人材を、幅広い職域で最大限活用できるよう努めるとともに、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について、公務内で積極的に活用できる環境を整備するほか、受入れ側のニーズを踏まえつつ人事交流機会の拡大を図るなど公務内外の分野での複線型人事管理を進めていくこととする。

④ （再任用に係る任命権者間の調整）

再任用制度が適切に運用されるよう、各府省において任命権者間

での調整や情報提供に努めるものとする。

⑤ (一定の管理職を再任用する際の官職)

人事の新陳代謝を図り組織活力を維持するため、本府省の局長、部長、課長等（本府省の職制上の段階の標準的な官職が局長、部長又は課長に相当するものをいう。）については、再任用職員を任用しないものとする。

⑥ (多様な働き方の選択)

多様な働き方を求める 60 歳を超える職員が、勤務時間以外の時間を活用して、希望する人生設計の実現に資するため、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を活かした活動や新たな分野での活動を行うことを希望する場合には、公務の遂行等に支障が生じない範囲内で適切な配慮を行うものとする。

⑦ (早期退職の支援)

年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図るため、早期退職募集制度の適切な運用を図る。これに伴い、民間の再就職支援会社を活用した再就職支援を実施する。

⑧ (60 歳超職員の追加的増加への対応)

公務員人件費抑制の観点を踏まえつつ、希望する職員を上記①に基づき再任用することと、若手職員の安定的・計画的な確保及び人事の新陳代謝を図ることが可能となるよう、必要な措置を講じることとする。

⑨ (人事院に対する要請)

再任用制度の下、定年退職した職員を、幅広い職域や勤務地で活

用すること等再任用職員の今後の職務や働き方の実情等を踏まえ、給与制度上の措置について必要な検討を行うよう、人事院に対し要請する。

⑩ （検証と見直し）

再任用制度の活用状況を検証するとともに、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、公務の運営状況や民間企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況を勘案し、意見の申出を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について改めて検討を行う。また、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職務に従事する職員について、その職務の特殊性を踏まえ、再任用制度の運用に当たり、公務の円滑な遂行に支障が生じないように、必要な措置の検討を行う。

⑪ （その他）

自衛官の雇用と年金の接続については、その特殊性を十分考慮した上で、本決定の趣旨に沿って必要な措置を講ずるものとする。人事院、会計検査院及び独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人に対しては、雇用と年金の接続のための措置について本決定の趣旨に沿って講ずるよう要請する。また、地方公務員の雇用と年金の接続については、各地方公共団体において、本決定の趣旨を踏まえ、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請する。警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 56 条の 2 に規定する特定地方警務官の雇用と年金の接続については、各都道府県警察において、地方公務員に対する措置に準じた措置を講ずるよう要請する。

総行高第 2 号
平成 25 年 3 月 29 日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

総務副大臣
坂本 哲志

地方公務員の雇用と年金の接続について

国家公務員の雇用と年金の接続について、平成 25 年 3 月 26 日別紙のとおり閣議決定が行われました。

この閣議決定は、平成 25 年度以降、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に 60 歳から 65 歳へと引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう国家公務員の雇用と年金の接続を図るとともに、人事の新陳代謝を図り組織活力を維持しつつ職員の能力を十分活用していくため、当面、定年退職する職員（勤務延長後退職する職員を含む。以下同じ。）が公的年金の支給開始年齢（以下「年金支給開始年齢」という。）に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする等その内容とするものです。

地方公務員の雇用と年金を確実に接続するため、各地方公共団体において、この閣議決定の趣旨を踏まえ、下記の事項に留意の上、能力・実績に基づく人事管理を推進しつつ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。

この旨、貴都道府県内の市区町村、一部事務組合等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員の任命権者は、退職日の翌日、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 の規定に基づき、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、常時勤務を要する職（以下「フルタイム職」という。）に当該職員を再任用するものとする。ただし、当該任命権者は、職員の年齢別構成の適正化を図る観点から再任用を希望する職員をフルタイム職に再任用することが困難であると認められる場合又は当該職員の個別の事情を踏まえて必要があると認められる場合には、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、地方公務員法第 28 条の 5 の規定に基づき、短

時間勤務の職に当該職員を再任用することができること。

2 国においては、再任用職員も含めた職員全体のモチベーションの維持向上と意欲と能力のある人材の最大限の活用の観点から、能力・実績に基づく信賞必罰の人事管理を徹底するとともに、そのための環境を整備することとされたこと。これを踏まえ、各地方公共団体においても、公正かつ客観的な人事評価システム等を活用し、また、これが未整備の地方公共団体については、その構築に早急に取り組み、能力・実績に基づく人事管理の推進を図られたいこと。再任用を希望する者が地方公務員法第 16 条又は第 28 条の規定に基づく欠格事由又は分限免職事由に該当する場合には、上記 1 は適用しないこと。

3 再任用制度の下、意欲と能力のある人材を、幅広い職域で最大限活用できるよう努めるとともに、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験について、公務内で積極的に活用できる環境を整備することに留意いただきたいこと。また、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障を来すおそれがある職種に従事する職員については、その職務の特殊性を踏まえた検討を行うことに留意いただきたいこと。

4 再任用制度が適切に運用されるよう、地方公共団体の長は任命権者間の調整や情報提供に努められたいこと。また、地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合等）の職員の再任用については、組合を組織する地方公共団体の任命権者において当該職員を再任用することができるとする地方公務員法第 28 条の 6 の規定の活用を検討するなど、関係任命権者間で必要な調整に努められたいこと。

5 多様な働き方を求める 60 歳を超える職員が、勤務時間以外の時間を活用して、希望する人生設計の実現に資するため、職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を活かした活動や新たな分野での活動を行うことを希望する場合には、公務の遂行等に支障が生じない範囲内で適切な配慮を行うことに留意いただきたいこと。

再任用短時間勤務職員に対する営利企業等の従事の許可については、公務に支障を来したり、公務の信用を失墜させたりするなどのおそれがないよう十分留意しつつ、再任用短時間勤務職員の勤務形態等を勘案して必要に応じ弾力的な運用を行うことが可能であること。

なお、現役職員で高齢者部分休業制度（地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項）の活用が可能な職員については、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動への従事など地域貢献、若年層とのワークシェアリング等を想定した制度の趣旨を踏まえ、職員に対し当該制度の周知を図られたいこと。

6 今般の閣議決定においては、国家公務員の再任用制度の活用状況を検証するとともに、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、公務の運営状況や民間企業における高年齢者雇用確保措置の実施状況を勘案し、人事院の「定年を段階的に 65 歳に引き上げる

ための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を踏まえつつ、段階的な定年の引上げも含め雇用と年金の接続の在り方について改めて検討を行うこととされたこと。地方公務員についても、再任用の実施状況を検証し、国家公務員に係る検討に合わせて、改めて雇用と年金の接続の在り方について検討することとしていること。

- 7 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人に対しては、同法第 6 条第 3 項の設立団体において、雇用と年金の接続について閣議決定及び本通知の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるよう要請いただきたいこと。
- 8 現行の再任用制度（地方公務員法第 28 条の 4 から第 28 条の 6 まで）に関して、未だ条例を制定していない団体においては速やかに制定を図られたいこと。